

# 災害時における放置車両の移動権限の付与等

○大規模災害発生時の放置車両対策  
(平成26年11月 災害対策基本法改正)

管理者	管理対象	放置車両の移動権限等
道路管理者	道路法等に規定する道路	あり
港湾管理者	港湾法に規定する道路 (臨港道路)	<b>なし</b>

現在

臨海部は、大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、広域輸送基地にも位置づけられたふ頭を抱える重要な応急対策活動拠点

<都内の状況>

道路	延長(km)	臨海部広域輸送基地	施設数
臨港道路	約50	海上輸送基地(ふ頭)	12



臨港道路において、緊急輸送ルート確保のための道路啓開を迅速かつ円滑に行えず、災害応急対策に支障が生じる恐れ

支障

見直し

○臨港道路を管理する港湾管理者に対しても、放置車両の移動等に関する権限を付与

提案実現後

○臨港道路における発災時の放置車両対策の強化による迅速な通行確保  
○臨海部と被災地域との緊急輸送ネットワークの構築

首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月閣議決定)に定められている「緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る基本的な事項」に係る交通インフラの機能目標の実現に資する。

## 交通インフラの機能目標

- 道路  
道路は、災害対策要員や資機材の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。このため、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間については、道路橋の被災、沿道建築物の倒れ込み、渋滞等による通行障害が発生しても、1日以内に緊急自動車等の通行機能を確保できるようにする。
- 港湾  
港湾は、緊急物資の海上輸送基盤としての役割を担う。このため、緊急物資輸送に対応した岸壁等については1日以内に利用できるようにする。

(災害時における車両の移動等)

第七十六条の六 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第三項第三号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第一項から前項までの規定による権限を行うものとする。

6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

7 機構は、第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。

8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第一項から第四項までの規定による権限を行うものとする。

9 第五項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。

## 【参考】改正災害対策基本法②

第七十六条の四 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、**道路管理者(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)**に対し、当該通行禁止等を行うおとする道路の区間において、第七十六条の六第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

2 会社管理高速道路(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社(第七十六条の六第六項及び第七項において「会社」という。))が同法第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。))をいう。第七十六条の六において同じ。)の区間について前項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。))とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」という。))と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第一項」とする。

3 公社管理道路(地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。以下同じ。))が道路整備特別措置法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第七十六条の六第八項及び第九項において同じ。)の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。))とあるのは「地方道路公社(第三項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。))と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第八項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第一項」とする。

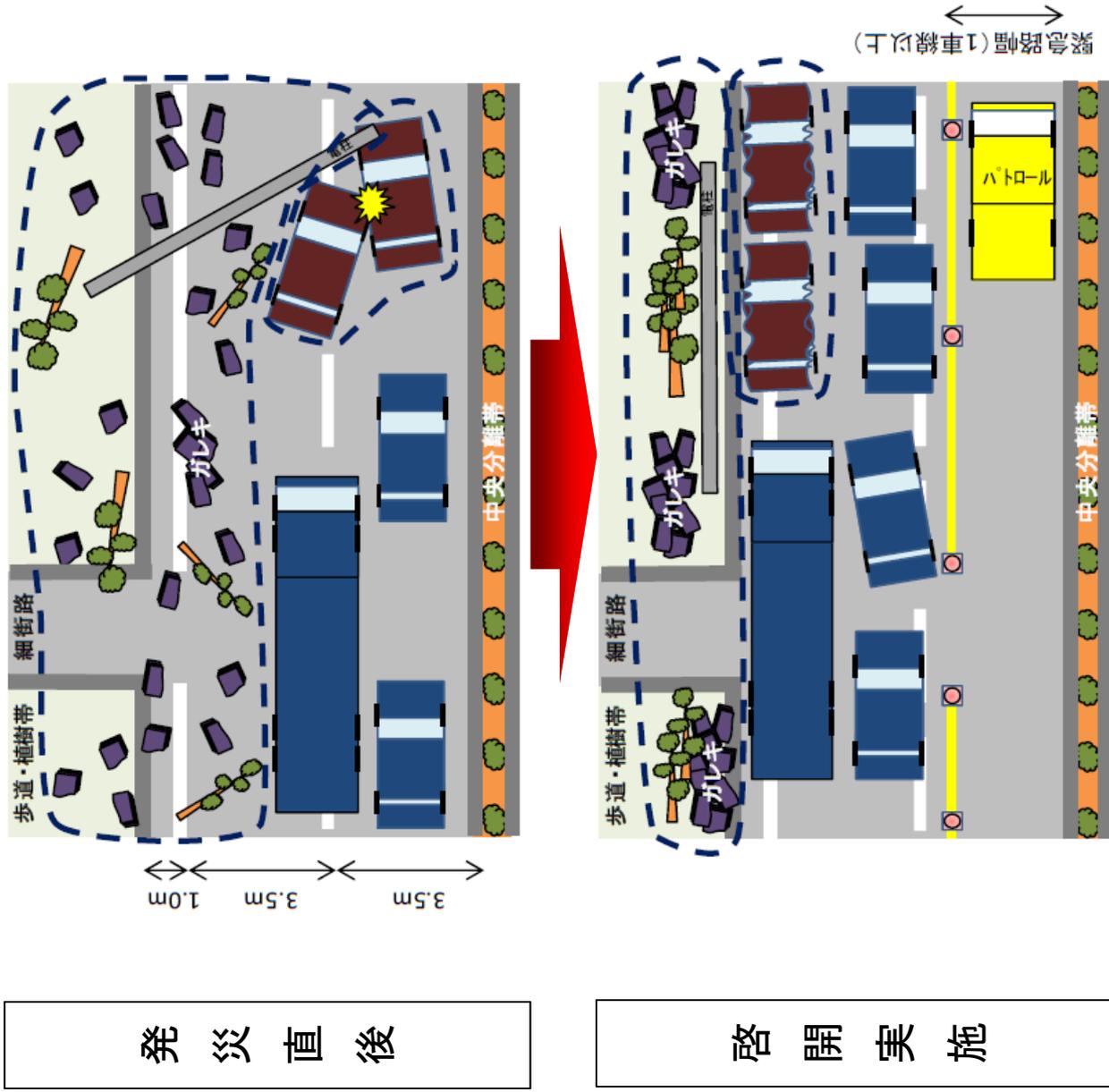
(損失補償等)

第八十二条 **国又は地方公共団体は、第六十四条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条又は第七十八條第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。**

2 機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

【参考】道路啓開の方法



(出典)「首都直下地震道路啓開計画(初版)」(平成27年2月) 首都直下地震道路啓開計画検討協議会

【参考】車両撤去等の手法



フォークリフトによる車両移動



フォーク付ホイールローダによる車両移動



大型レッカーによる大型車両移動



占用者（電力会社）によるケーブル撤去



高速道路会社による橋梁段差補修



バックホウによるガレキ撤去

(出典)「首都直下地震道路啓開計画(初版)」(平成27年2月) 首都直下地震道路啓開計画検討協議会

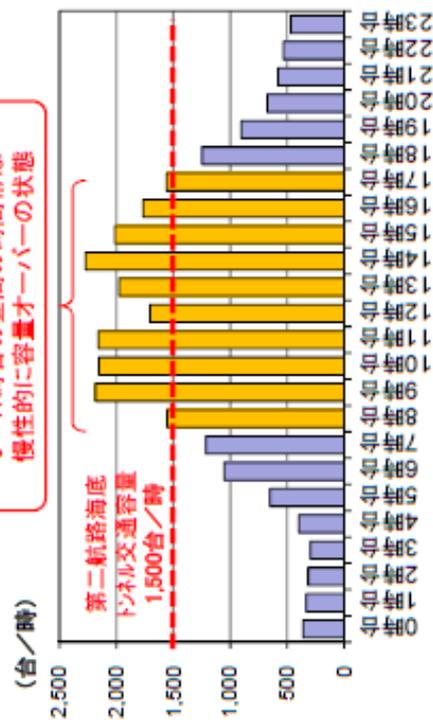
## 【参考】東京都の臨港道路の状況

- ・青海地区と中央防波堤地区を結ぶ第二航路海底トンネルへのコンテナ車両等の集中によって、顕著な交通混雑が発生している。
- ・平成24年2月の東京ゲートブリッジ開通に伴って、混雑は若干緩和されたものの、今後の取扱貨物量の増加や中央防波堤地区の開発に伴って激しい交通混雑が予想される。
- ・国土交通省の臨港道路整備事業(南北線)により、東京港の南北軸が2ルート確保され、リダンダンシーが向上することで、大規模補修や災害・事故時における安定的な物流・人流が確保できるようになる。

《第二航路海底トンネルの渋滞状況》



8～17時台の屋間の時間帯は慢性的に容量オーバーの状態

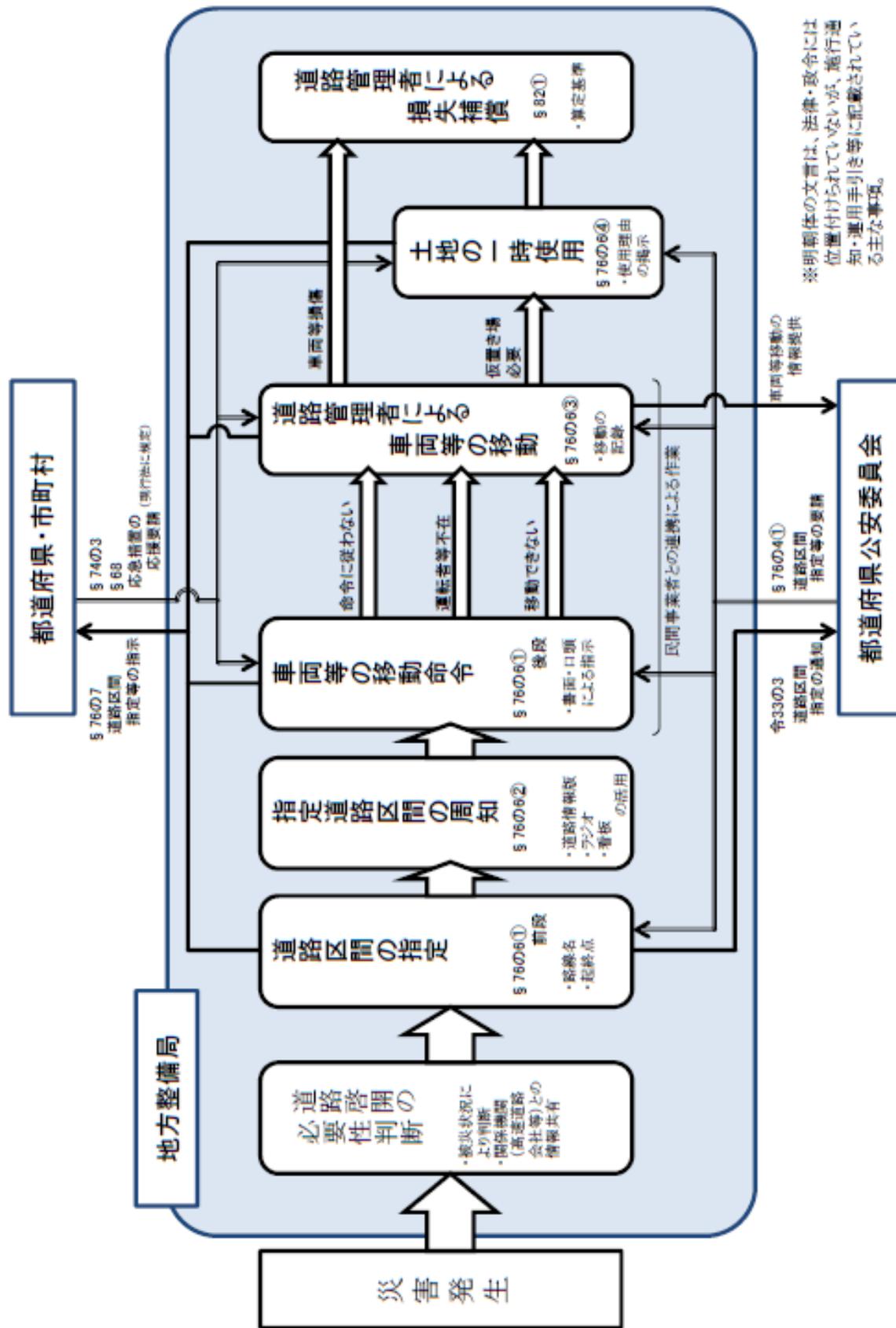


資料：観測交通量(平成24年5月平日平均)



(出典) 交通政策審議会 港湾分科会 第7回事業評価部会(平成26年3月12日)配布資料(一部加工)

【参考】改正災害対策基本法に基づく車両移動の流れ（直轄国道の場合）



(出典)「首都直下地震道路啓閉計画(初版)」(平成27年2月) 首都直下地震道路啓閉計画検討協議会